学校教育法 (昭和二十二年法律第二十六号)

( )	その他の関係団体及び関係機関との連携に十分配慮しなければならな	動の充実に努めるものとする。この場合において、社会教育関係団体	ランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活	るよう、教育指導を行うに当たり、児童の体験的な学習活動、特にボ	第十八条の二 小学校においては、前条各号に掲げる目標の達成に資す	改 正 後
					(新設)	現
						行

(傍線の部分は改正部分)